2022/02/22
資料１

高齢者の住まいに関する現状と施策の動向

高齢者の居住状況

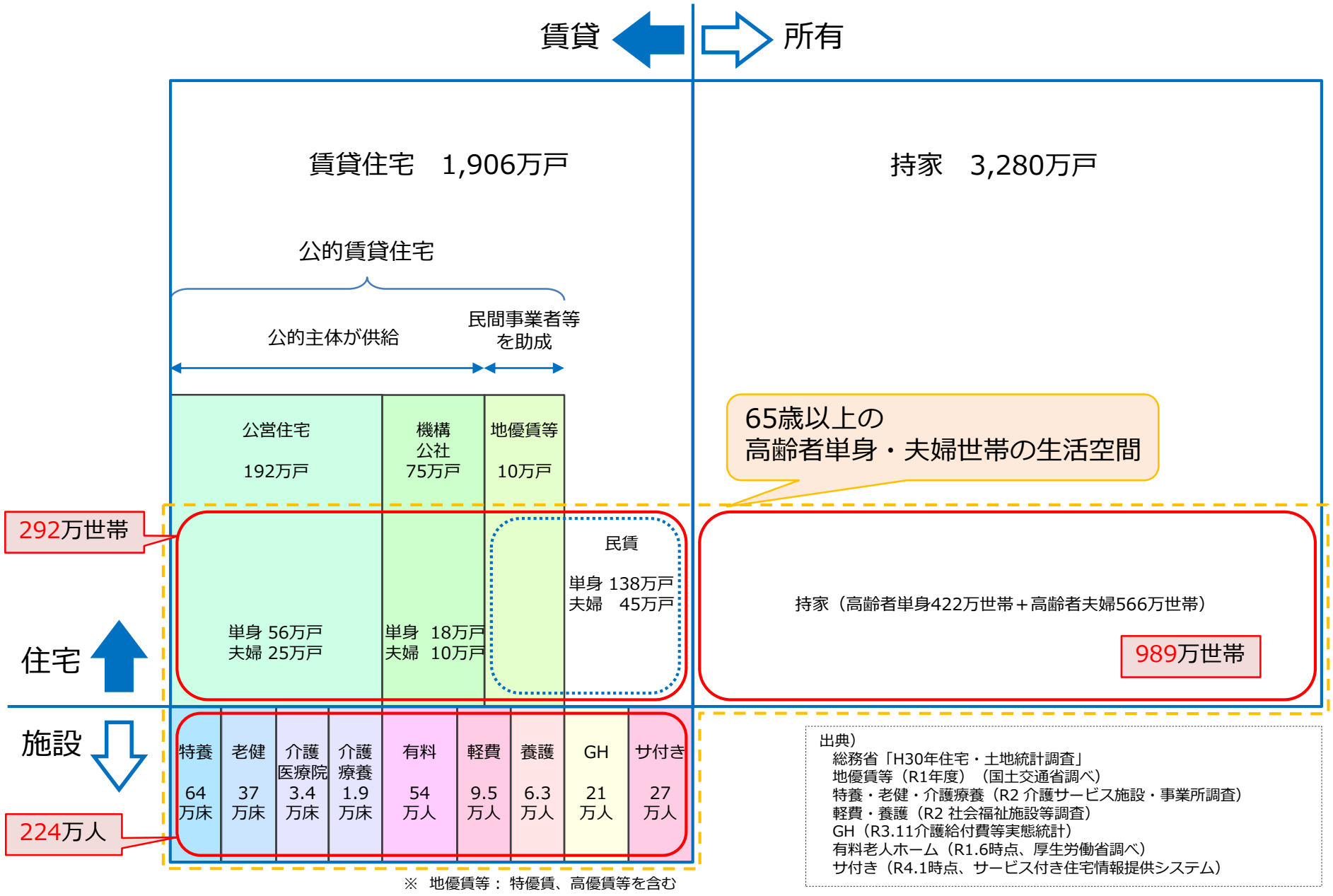

※　地優賃等：特優賃、高優賃等を含む

出典）
総務省「H30年住宅・土地統計調査」
地優賃等（R1年度）（国土交通省調べ）
特養・老健・介護療養（R2 介護サービス施設・事業所調査）
軽費・養護（R2 社会福祉施設等調査）
GH（R3.11介護給付費等実態統計）
有料老人ホーム（R1.6時点、厚生労働省調べ）
サ付き（R4.1時点、サービス付き住宅情報提供システム）

高齢者の住まいの現状

○ 高齢者の９割以上は在宅

→ 第１号被保険者3,588万人のうち3,486万人（約97%）が在宅（居住系サービスを含む）

○ 要介護の高齢者も約８割が在宅

→ 要介護認定者690万人のうち588万人（約85%）が在宅介護（居住系サービスを含む）

※ 施設等は特養、老健、介護医療院、介護療養の利用者数の合計

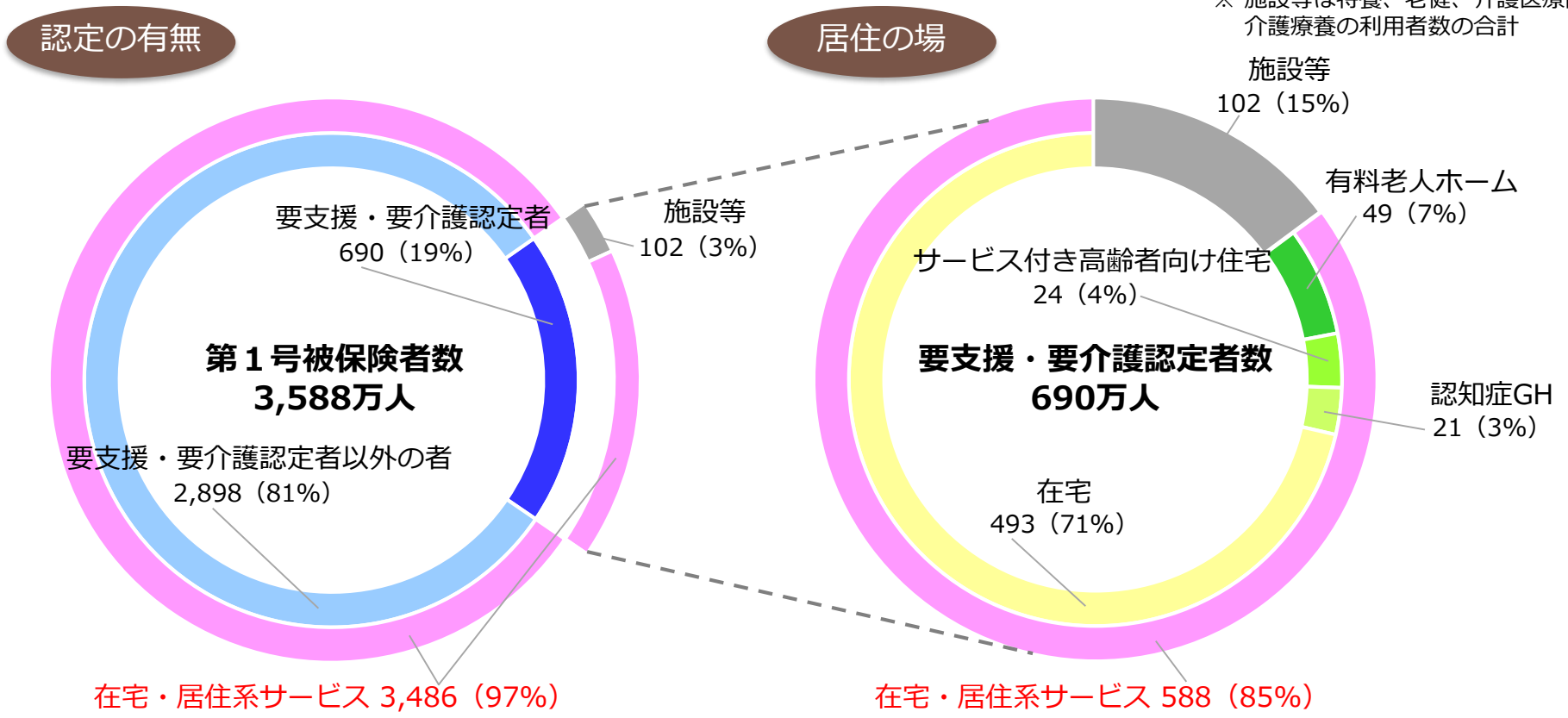

出典　第１号被保険者数、要支援・要介護認定者数、施設等利用者数、認知症GH利用者数は介護保険事業状況報告（令和３年11月末現在、暫定版）
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の利用者数は、厚労省調べの定員数（令和元年６月末現在 ）、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの登録戸数（令和４年１月末現在 ）、令和２年度老健事業「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」（令和３年3月 PwCコンサルティング合同会社）から推計

「一人暮らしの高齢者」の介護場所の希望

○日常生活において介護を必要とする程度別に一人暮らし高齢者の希望する介護場所をみると、介助の必要性が高くなると、「現在の自宅」での介助を希望する人が減少し、介護施設やケア付き住宅でも介護を希望する人が増加する。

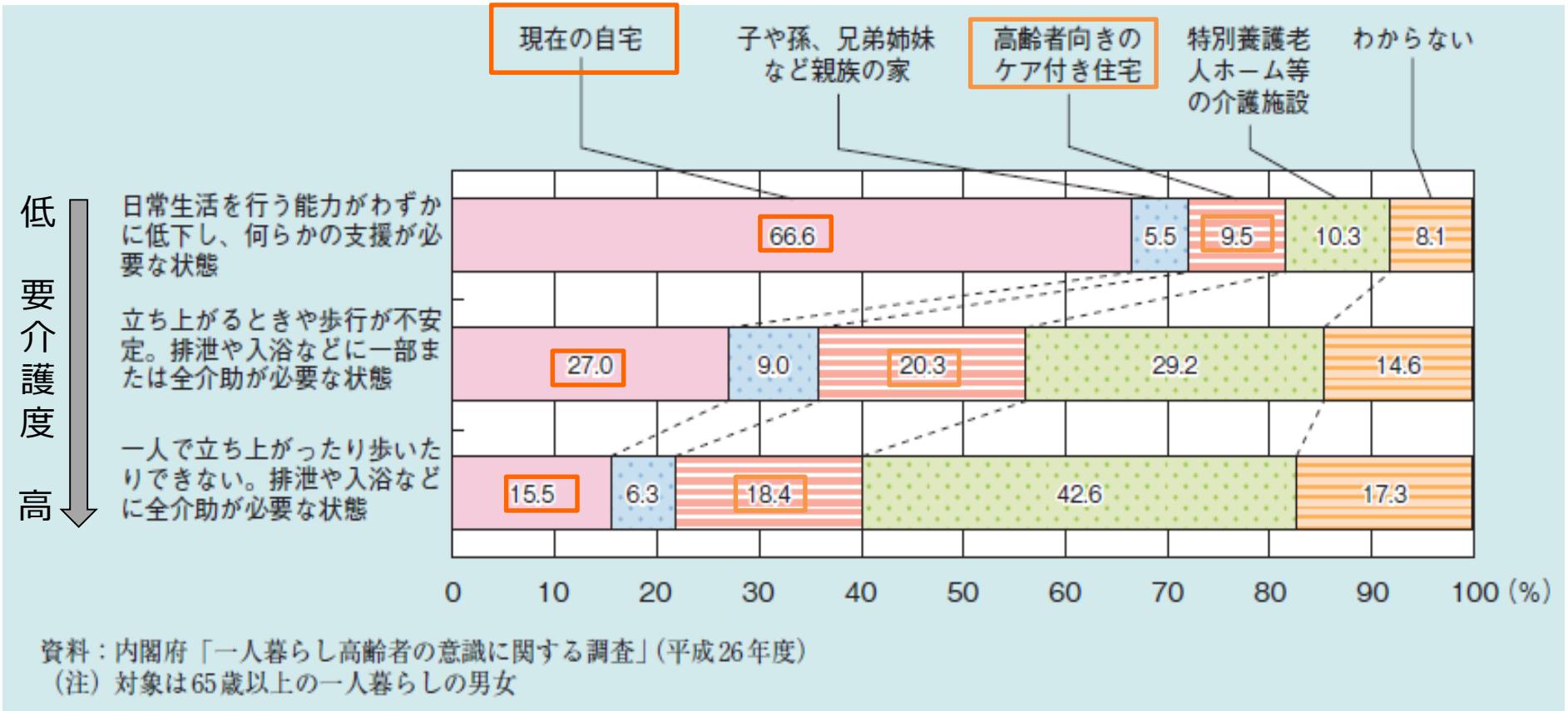

資料：内閣府「一人暮らし高齢者の意識に関する調査」(平成26年度)
(注) 対象は65歳以上の一人暮らしの男女

我が国の人口の推移

○ 我が国の人口は2010年にピークとなり、以降は減少していく見通し
○ 65歳～84歳人口は2025年にピークとなり、以降は減少していく一方、85歳以上人口は2060年まで増加していく見通し

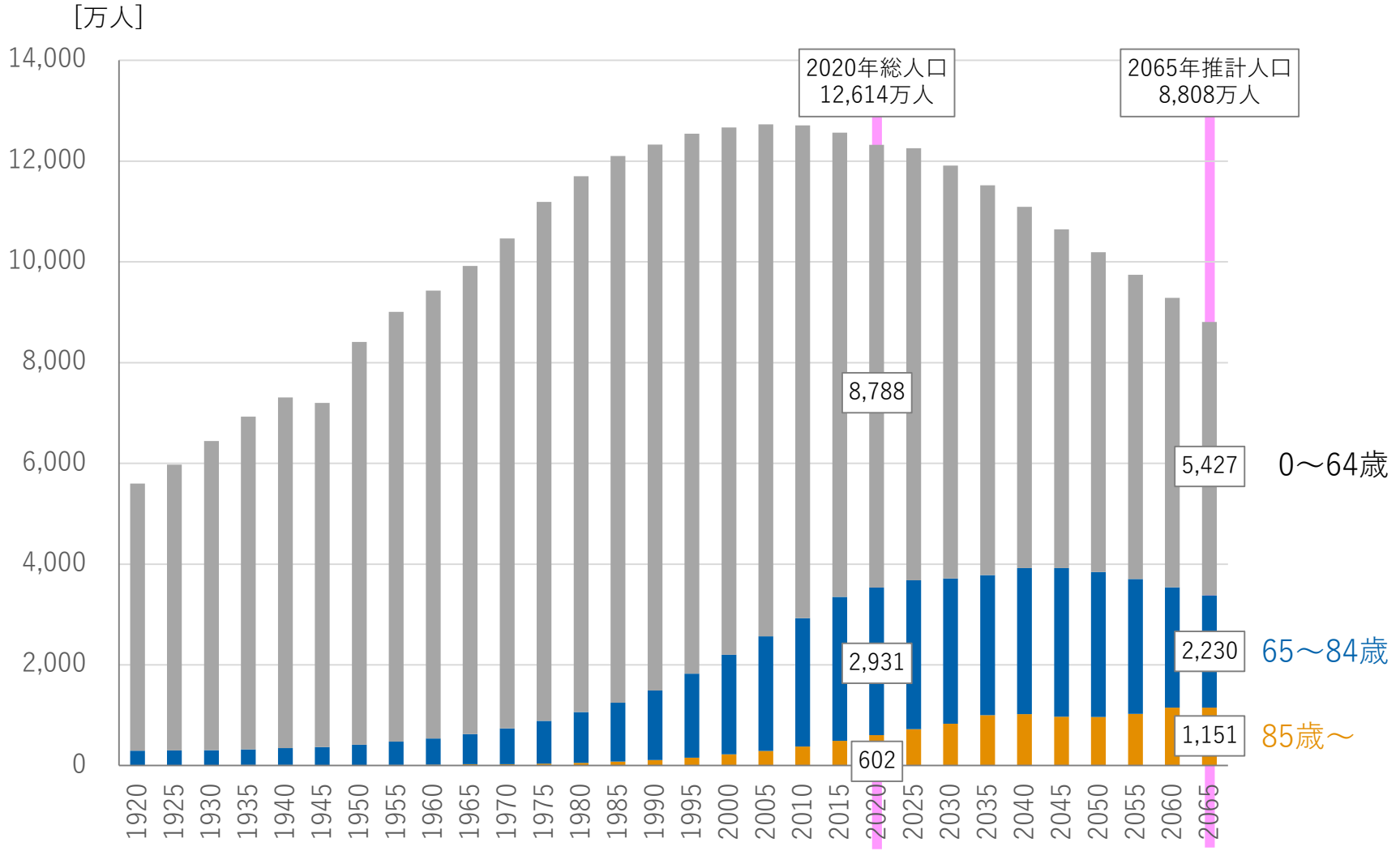

出典：2020年までは総務省「国勢調査」
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

新たな住生活基本計画の概要（令和3年3月19日閣議決定）

住生活基本法
平成18年6月施行

住生活基本計画（全国計画）
【計画期間】 平成28年度～37年度

おおむね5年毎に見直し

新たな住生活基本計画（全国計画）
【計画期間】 令和３年度～令和12年度

住生活をめぐる現状と課題

○世帯の状況
・**子育て世帯は減少**。**高齢者世帯は増加**しているが、今後は緩やかな増加となる見込み。
・生活保護世帯や住宅扶助世帯も増加傾向。

○気候変動問題
・IPCCから「2050年前後に世界のCO_2排出量が正味ゼロであることが必要」との報告が公表。
・「**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現**」を宣言し、対策が急務。

○住宅ストック
・**旧耐震基準や省エネ基準未達成の住宅ストックが多い**。既存住宅流通は横ばいで推移。
・居住目的のない空き家が増加を続ける中で、周辺に悪影響を及ぼす管理不全の空き家も増加。

○多様な住まい方 新しい住まい方
・働き方改革やコロナ禍を契機として、新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心が高まる。
・テレワーク等を活用した**地方居住・二地域居住**などを実践する動きが本格化。

○新技術の活用 DXの進展等
・５Gの整備や**社会経済のDX**が進展し、新しいサービスの提供や技術開発が進む。
・住宅分野でも、コロナ禍を契機に、遠隔・非接触の顧客対応やデジタル化等、DXが急速に進展。

○災害と住まい
・近年、**自然災害が頻発・激甚化**。あらゆる関係者の協働による流域治水の推進等の取組が進む。

＜高齢者世帯数の推移＞

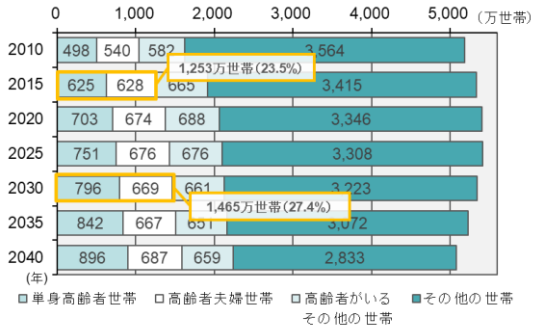

※出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）及び総務省「平成27年国勢調査」をもとに、国土交通省作成

＜住宅ストックの現状＞

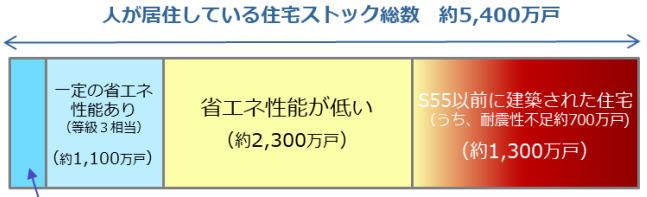

※出典：住宅・土地統計調査（平成30年）、
建築物省エネ法に基づく届出データや国土交通省が実施したアンケート結果等をもとに国土交通省作成

＜災害の激甚化＞

長野県長野市穂保（令和元年東日本台風）

新たな住生活基本計画

○住生活をめぐる現状と課題に対応するため、「３つの視点」から「８つの目標」を設定し、施策を総合的に推進

①「社会環境の変化」の視点	目標１　「新たな日常」、DXの推進等 目標２　安全な住宅・住宅地の形成等
②「居住者・コミュニティ」の視点	目標３　子どもを産み育てやすい住まい 目標４　高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等 目標５　セーフティネット機能の整備
③「住宅ストック・産業」の視点	目標６　住宅循環システムの構築等 目標７　空き家の管理・除却・利活用 目標８　住生活産業の発展

② 「居住者・コミュニティ」の視点

目標４　多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり

（１）高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保

（基本的な施策）

○ **高齢期に備えた**適切な住まい選びの**総合的な相談体制**の推進

○ バリアフリー性能や**ヒートショック対策**等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進

○ 高齢者の**健康管理や遠隔地からの見守り**等のための**IoT技術**等を活用したサービスを広く一般に普及

○ **サービス付き高齢者向け住宅**等について、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を考慮した**地方公共団体の適切な関与を通じての整備・情報開示**を推進

（２）多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成・まちづくり

（基本的な施策）

○ 住宅団地での建替え等における**医療福祉施設**、**高齢者支援施設**、**孤独・孤立対策**にも資するコミュニティスペースの整備等

○ **三世代同居**や**近居**、身体・生活状況に応じた**円滑な住替え**等を推進。**多様な世代がつながり交流する、ミクストコミュニティの形成**

＜既存住棟へのエレベーター設置＞

中層住棟へのエレベーター設置

＜IoT技術等の活用＞

人感センサー

見守りサポートコントローラー

提供：綜合警備保障株式会社HOME ALSOK

＜住宅団地での建替え等における医療・福祉施設の整備＞

提供：株式会社学研ココファン

（成果指標）高齢者の居住する住宅のうち、一定の**バリアフリー性能及び断熱性能**を有する住宅の割合　17%（H30）→ 25%（R12）

地域包括ケアシステムの構築について

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現**。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。

○ 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。

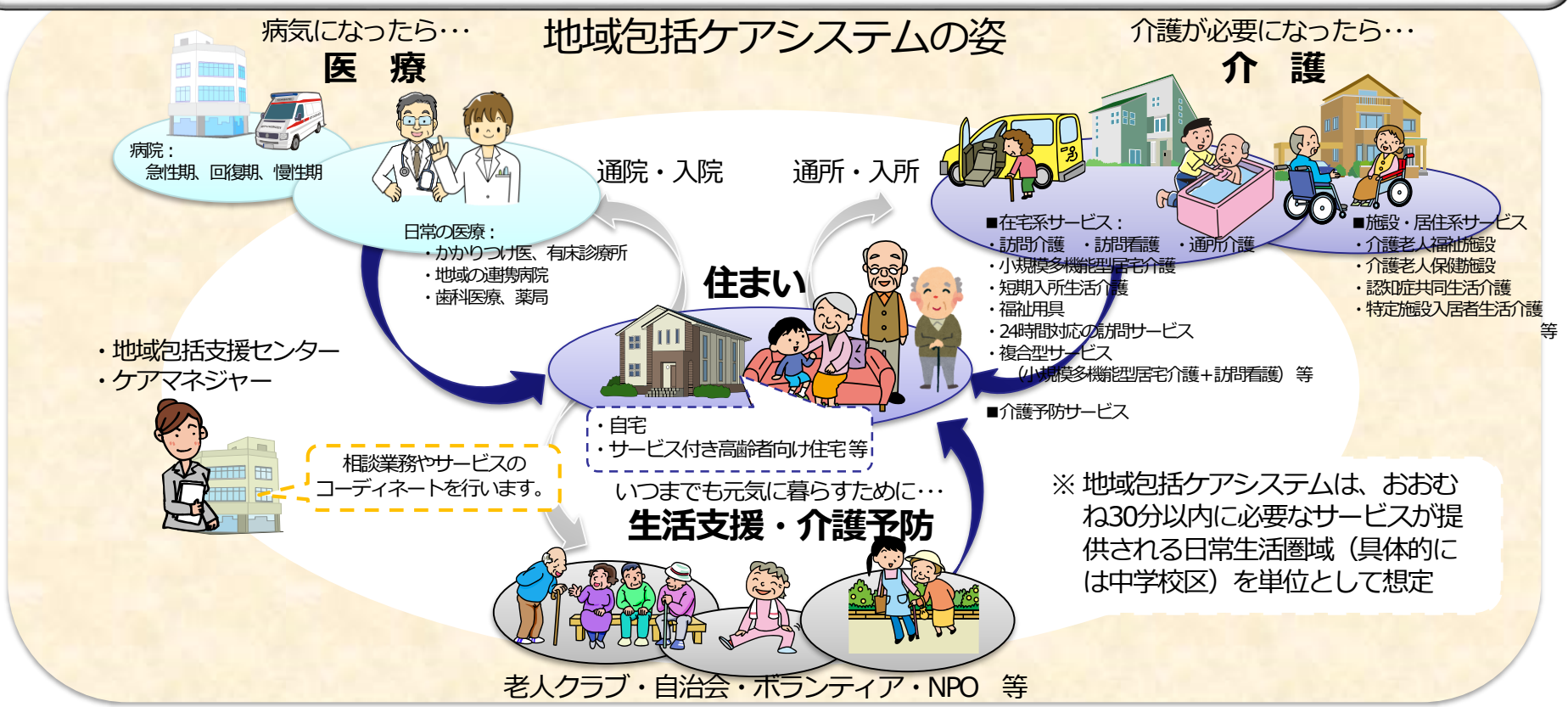

地域包括ケアにおける住まい

本人の選択

自宅

できる限り自宅で

・バリアフリー化
　手すりの設置、段差の解消、トイレの改修、
　介護保険制度の住宅改修の活用

・新築・建て替え時に、将来介護サービスを受けることに配慮したプランニング・しつらえ

地域の高齢者向け住まい・施設への転居

・　馴染みの関係の継続（近所づきあい、商店街・・・）

・　十分な情報収集・検討による選択
　住環境、サービスの内容、利用料、
　看取りへの対応、・・・・

高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン

H31.3.28公表

○長期間の退職後の暮らしをより豊かにするためには、住まいの備えが不可欠。

○高齢期にさしかかる前の可能な限り早い段階において、自らの判断に基づき、高齢期の住まいや住まい方を選択し、必要な場合には住まいの改修を行うことが望ましい。

⇒本ガイドラインは、プレシニア・アクティブシニアを主な対象として、高齢期に備えた既存住宅の改修に関する配慮事項を示す。

・平均寿命が延び、ますますセカンドライフの期間は長くなっています。しかし、健康寿命までの間でも、身体状況は継続的に変化しています。

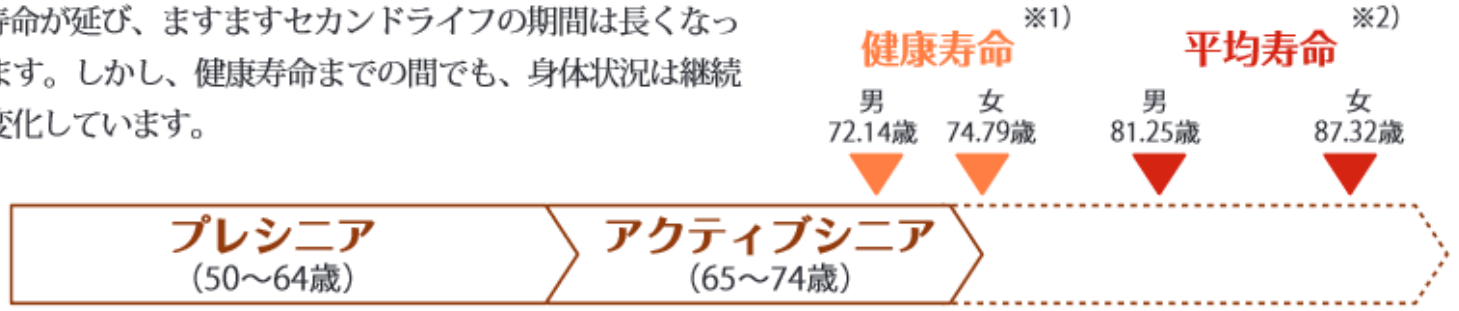

※１）「健康寿命」は、日常生活に制限のない期間。2016年時点。資料：厚生労働省「第 11 回健康日本 21（第二次）推進専門委員会資料」2018年3月　※２）資料：厚生労働省「簡易生命表」2019年7月

<ガイドラインが目指す住まいのイメージ>

長く健康に暮らせる「住まい」

安全・安心で、身体的・経済的な負担が少なくなり、外出や家事などが便利に

自立して自分らしく暮らせる「住まい」

外出、趣味、交流を楽しむなど豊かな高齢期のライフスタイルに応じた空間の確保

介護期になっても暮らせる「住まい」

手すりの設置や福祉用具の使用など軽微な対応で暮らしを継続

次世代に継承できる良質な「住まい」

住まいの長寿命化に対応し、子どもやお孫さんにとっても住みやすく

高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン　：　概要

<配慮項目と改修する空間>

重要項目↓	配慮項目	改修する空間：トイレ 洗面・脱衣室 浴室	改修する空間：居間 食事室	改修する空間：玄関 アプローチ
★	① 温熱環境	冬暖かく・夏涼しい住まいに	冬暖かく・夏涼しい住まいに	冬暖かく・夏涼しい住まいに
★	② 外出のしやすさ		外出の機会や人を招く機会が増える住まいに	外出の機会や人を招く機会が増える住まいに
★	③ トイレ・浴室の利用のしやすさ	身体への負担が少なく気持ちよく利用できる環境に	身体への負担が少なく気持ちよく利用できる環境に	
★	④ 日常生活空間の合理化	コンパクトで行き来しやすい日常生活空間に	コンパクトで行き来しやすい日常生活空間に	
	⑤ 主要動線上のバリアフリー	安全に日常生活を送ることができる住まいに	安全に日常生活を送ることができる住まいに	安全に日常生活を送ることができる住まいに
	⑥ 設備の導入・更新	使いやすい設備が整った住まいに	使いやすい設備が整った住まいに	
	⑦ 光・音・匂い・湿度など		ストレスを感じない住まいに	
	⑧ 余剰空間の活用		豊かな生活が送れる住まいに	豊かな生活が送れる住まいに

<改修のイメージ>

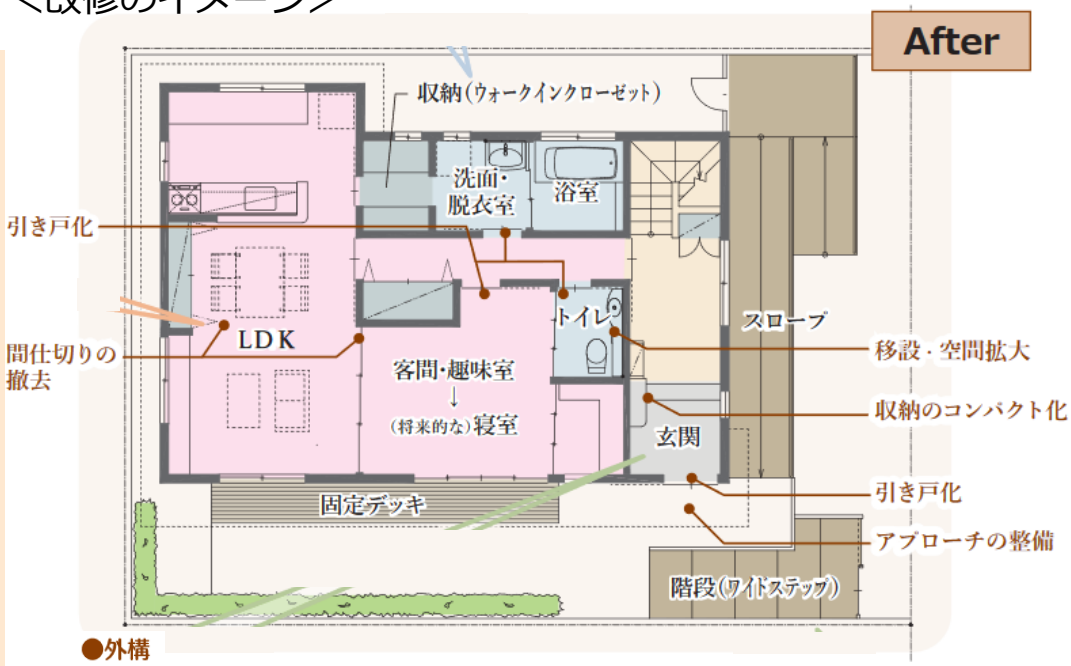

●外構

外構スペースの条件に応じてスロープを設置することが有効です。
生活空間の掃き出し窓の外にデッキを設けることは、外出時の出入りや来客との交流に有効です。

歩きやすいワイドステップとする。

携帯スロープにより、将来歩行が不自由になった場合にも対応。

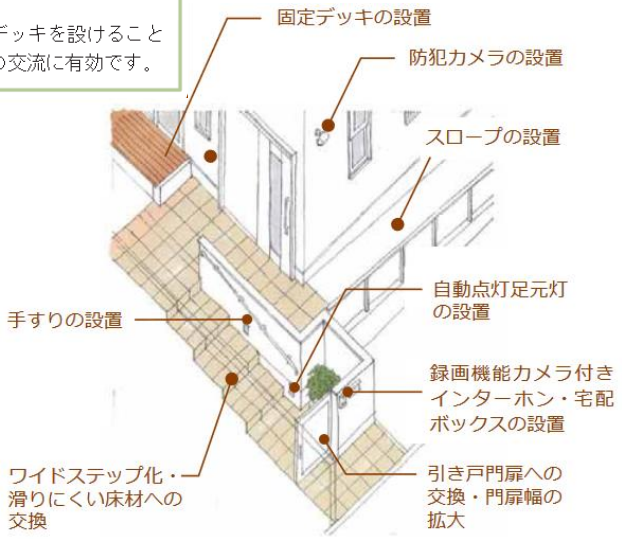

温熱環境が健康に与える影響

○ 住宅内の温熱環境が健康に与える影響について、国土交通省の補助により、断熱改修前後の居住者の心身の状況の変化等について調査を実施

○ 調査から得られた血圧等への影響について厚生労働省等と連名でチラシを作成して広く周知

<周知用チラシ>

<温熱環境が健康に与える影響の例>

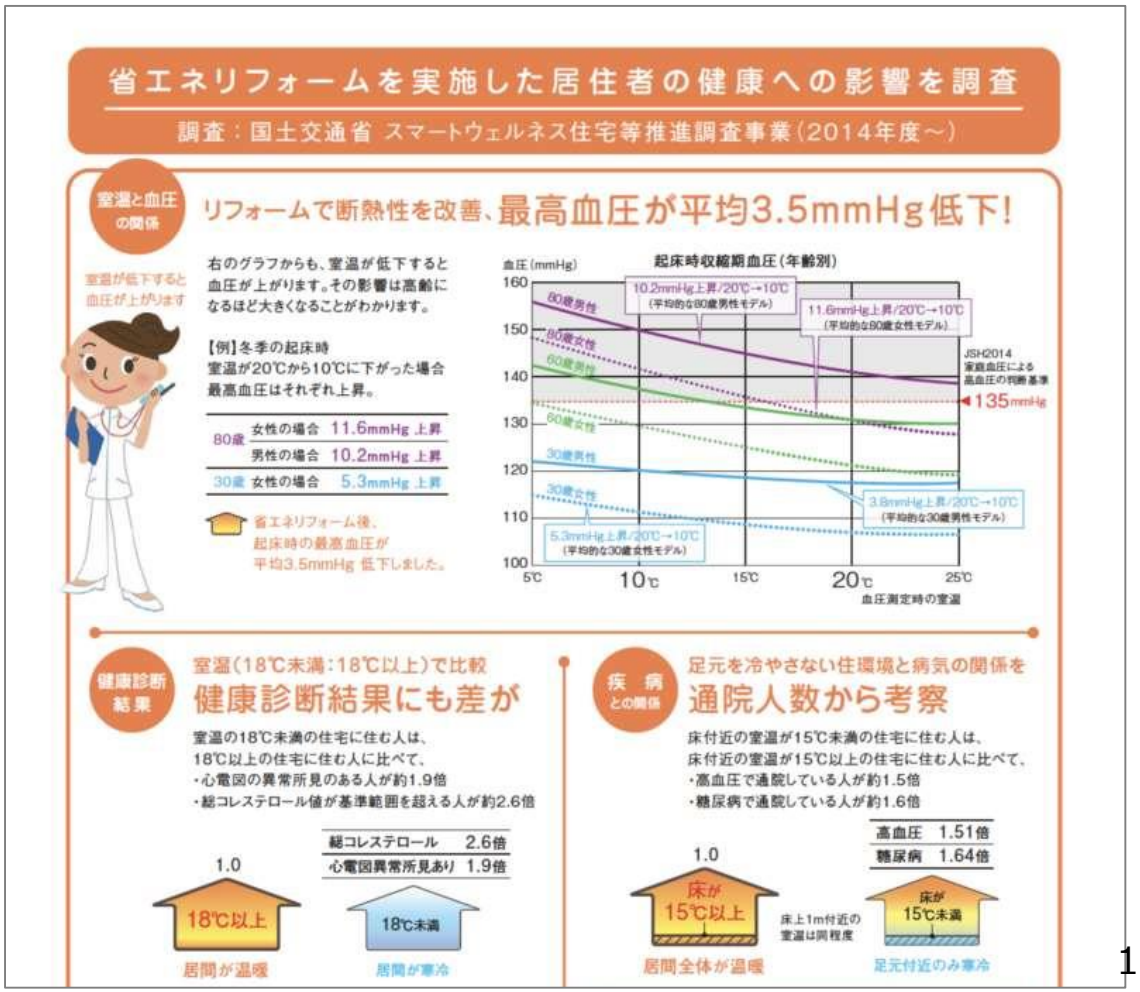

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業

新規

令和4年度当初予算(案):
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(200億円)の内数、
社会資本整備総合交付金等の内数

⑤ 住宅エコリフォーム推進事業(補助金)、住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、地方公共団体の取組と連携して既存の住宅・建築物の省エネ改修を効果的に促進するとともに、民間の取組を促すため、住宅について高い省エネ性能への改修を行う場合は、期限を区切って国が直接支援を行うことを可能とする。

住宅(交付金及び補助金(直接補助))

省エネ診断
民間実施:国と地方で2/3(直接補助の場合は国1/3)
公共実施:国1/2

省エネ設計等
民間実施:国と地方で2/3(直接補助の場合は国1/3)
公共実施:国1/2

省エネ改修(建替えを含む)

■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事
※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。

■ 交付率、補助率

民間実施:国と地方で、マンション 1/3、その他 23%
(直接補助の場合は、国がマンション 1/6、その他 11.5%)
公共実施:国 11.5%

■ 補助限度額(国の補助額(交付率11.5%の場合))

建物の種類	省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
戸建住宅	383,300円/戸	512,700円/戸
共同住宅	1,900円/㎡	2,500円/㎡

■ その他

国による直接補助は、令和6年度末までに着手したものであって、改修による省エネ性能がZEHレベルとなるものに限定する。

※耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施

建築物(交付金)

省エネ診断
民間実施:国と地方で2/3
公共実施;国1/3

省エネ設計等
民間実施:国と地方で2/3
公共実施:国1/3

省エネ改修(建替えを含む)

■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事
※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。
※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)
※省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEBレベルへの改修のみ対象。

■ 交付率

民間実施:国と地方の合計で23%、 公共実施:国11.5%

■ 補助限度額(国の補助額(交付率11.5%の場合))

省エネ基準適合レベル	ZEBレベル
2,800円/㎡	4,800円/㎡

【既存住宅の省エネ改修のイメージ】

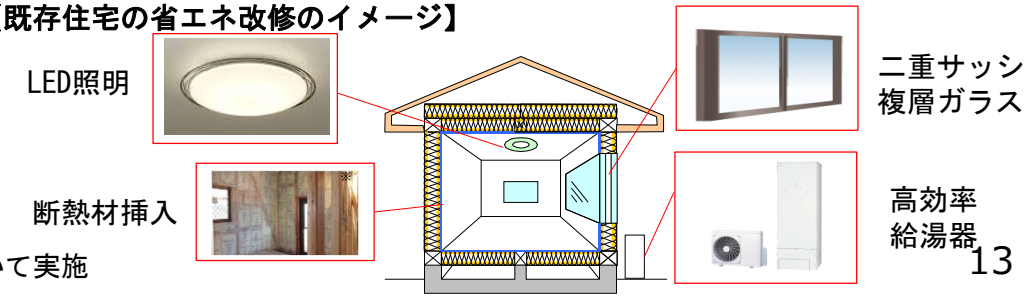

親子近居・同居世帯に対する調査（報告）

○ 昨年度の懇談会において、近居・同居世帯に対するアンケート調査内容についてご意見をいただいた。

○ 主な分析結果についは以下の通り。

主な結果

- 世帯間の距離が近いほど、世帯間の交流頻度が高い傾向にある。
- 世帯間の交流頻度が高いほど、親世帯は子世帯による生活のサポートを受けながら居住継続したいと考える傾向にある（世帯間の距離より世帯間の交流頻度の方が高い相関性が見られた）。
- 世帯間の交流頻度が高いほど、子世帯は介護サービスを利用しながら親を介護する予定とする傾向が見られた。また、世帯間の交流頻度が低いほど、現時点では具体的なことは考えていない傾向が見られた。

●世帯間の距離と親世帯の生活満足

・サンプル数が少ないことに留意が必要であるが、徒歩で５分以内の距離の方が、同居、隣居以上に生活満足度が高い傾向が見られた。

・それ以上の距離では、生活満足度に大きな違いは見られなかった。

●子世帯が満足と感じているものと将来の住まい方

・親世帯”からの”援助に満足している場合より、親世帯”への”援助に満足している場合の方が、介護サービスを利用しながら、親の介護をする予定とする傾向が見られた。

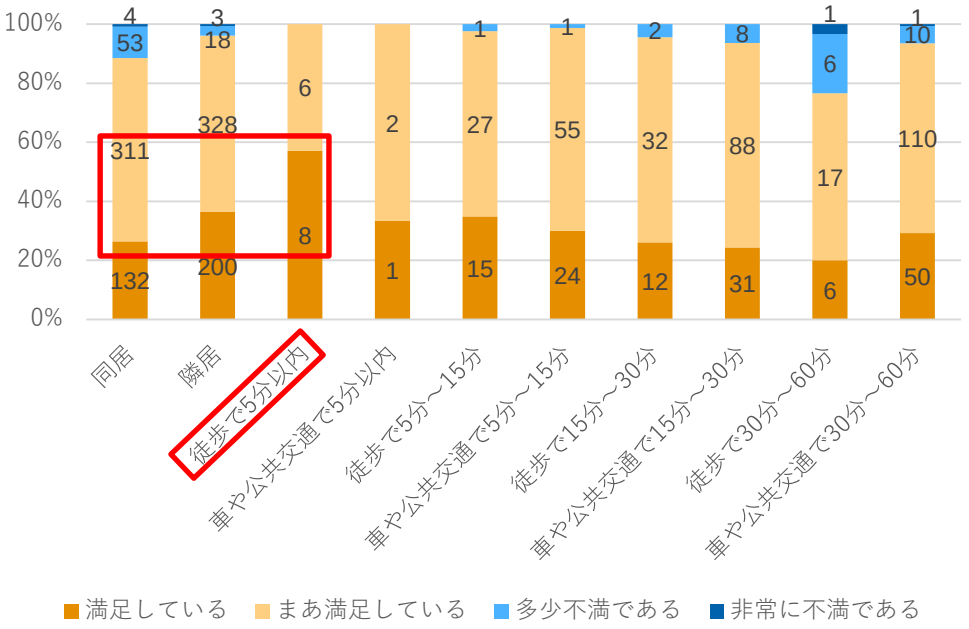

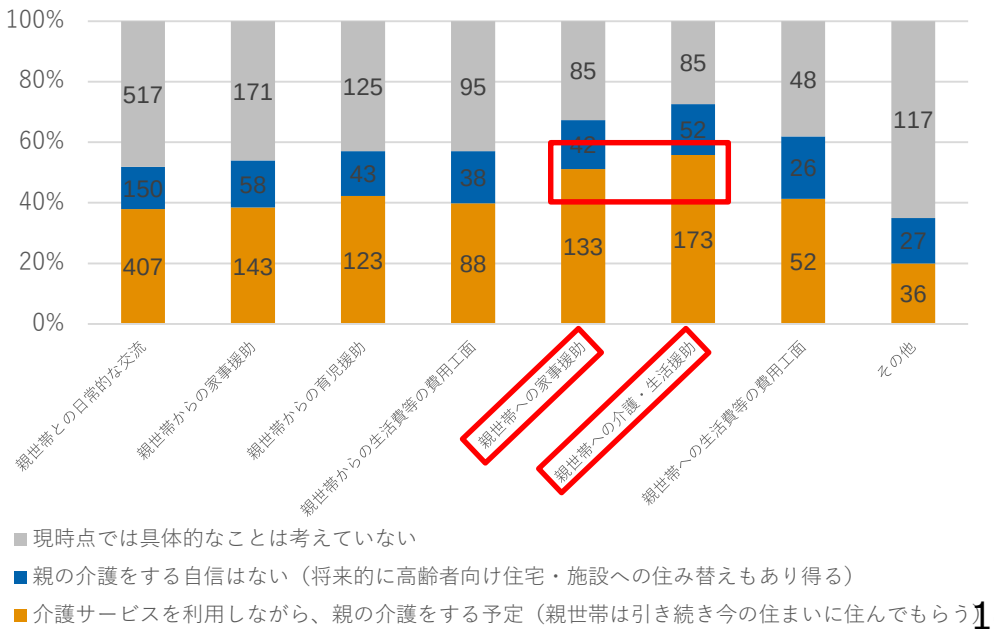

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

○バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施。
○ 料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能。

【登録基準】

ハード	○床面積は原則２５㎡以上 ○構造・設備が一定の基準を満たすこと ○バリアフリー構造であること（廊下幅、段差解消、手すり設置）
サービス	○必須サービス：安否確認サービス・生活相談サービス ※その他のサービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助
契約内容	○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること ○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと　等

【入居者要件】

・60歳以上の者　又は要支援・要介護認定者　　等

【登録状況（R3.12末時点）】

戸数	272,870戸
棟数	8,017棟

住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

サービス付き高齢者向け住宅の住戸面積等の分布

○ 専用部分の床面積は、25㎡以上は21.3%で、25㎡未満が78.7%である。
○ 自立高齢者の入居が少なく、要介護３以上の高齢者が約３割。

住戸面積

（n=269,466）

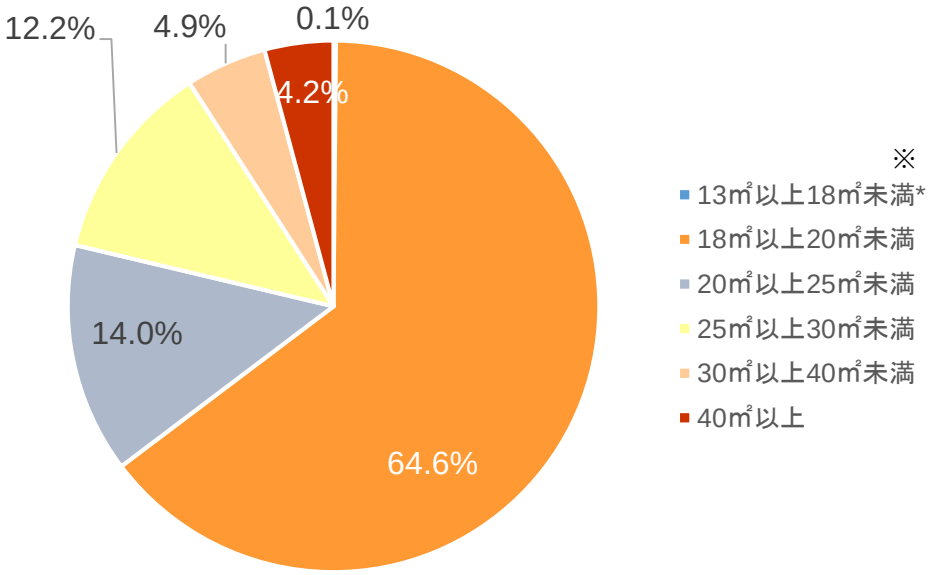

※高齢者居住安定確保計画に基づき登録基準を緩和したもの。

平均：21.9㎡

高齢者向け住まいにおける要介護高齢者の入居割合

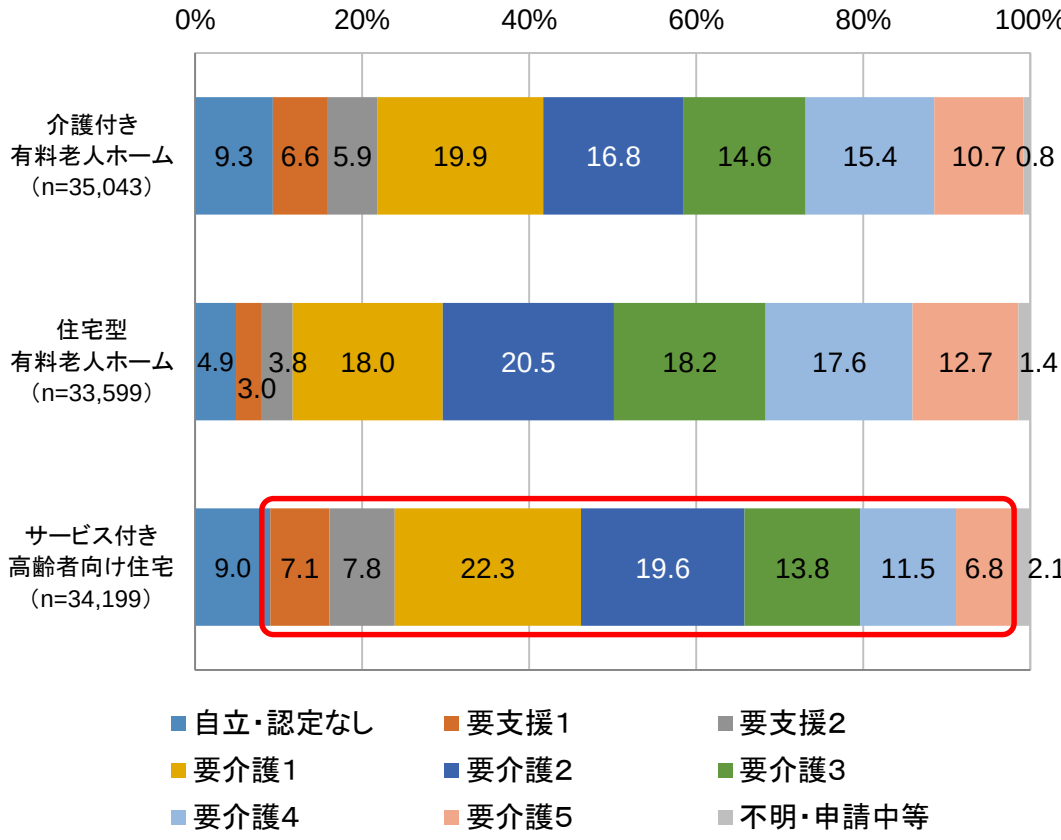

資料）一般社団法人高齢者住宅協会「サービス付き高齢者向け住宅の現状と分析（R3.8月末）」

出典）令和2年厚生労働省度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」（PwC コンサルティング合同会社）

サービス付き高齢者向け住宅等の入居者（年齢構成）

○ サ高住入居者の平均年齢は84.2歳※
○ サ高住の入居者は90歳以上が約３割を占め、85歳以上が６割、75歳以上で９割超
○ 有料老人ホームでは、85歳以上入居者の割合が比較的高い

※ 令和元年度 住宅市場整備推進等事業 重層的住宅セーフティネット普及促進事業
サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業 成果報告書（N=90,533人）

○ サービス付き高齢者向け住宅および有料老人ホーム入居者の年齢構成

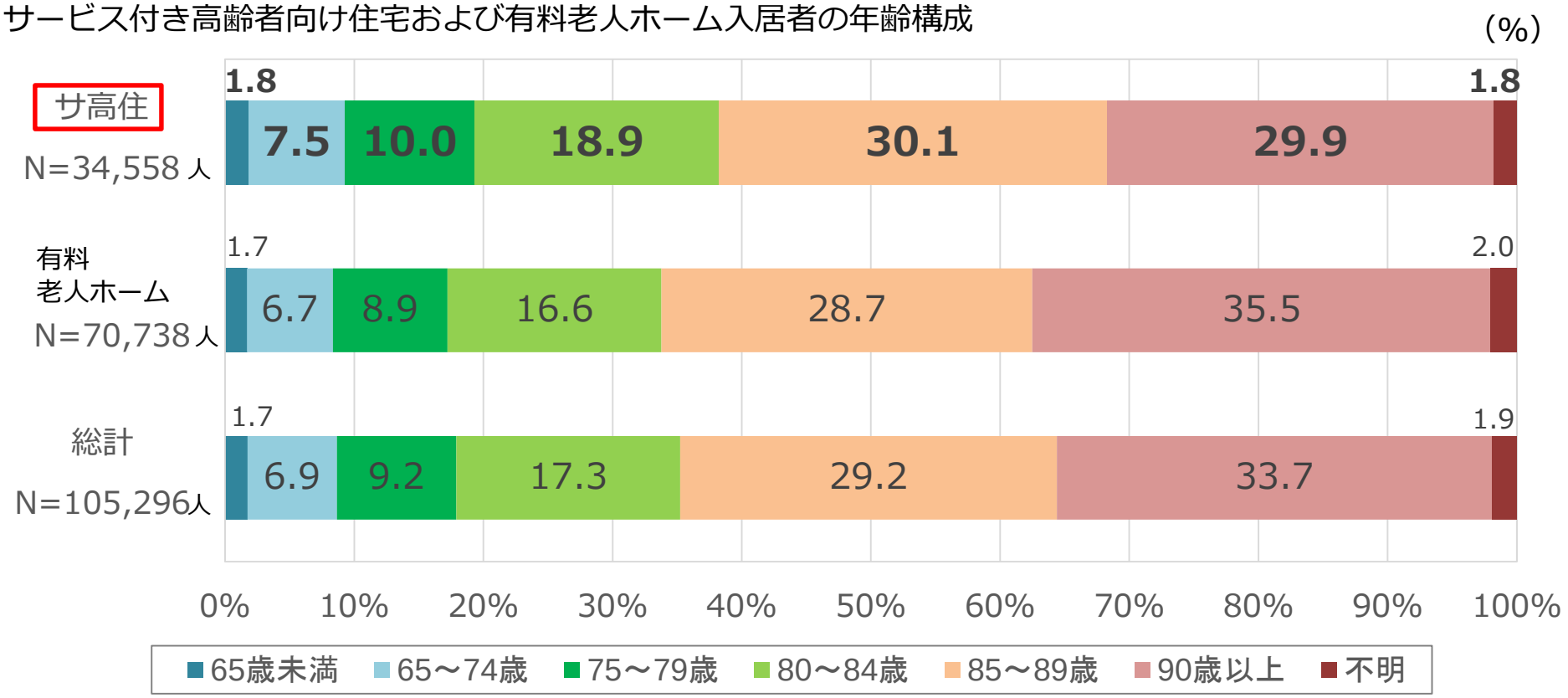

出典） 令和元年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究 報告書
（総計は国土交通省において集計）

サービス付き高齢者向け住宅の入居費用

○ 家賃、共益費、サービス費（生活相談・見守り）を合計した入居費用は月額約11万円程度

○ サービス付き高齢者向け住宅の入居費用（月額）　※

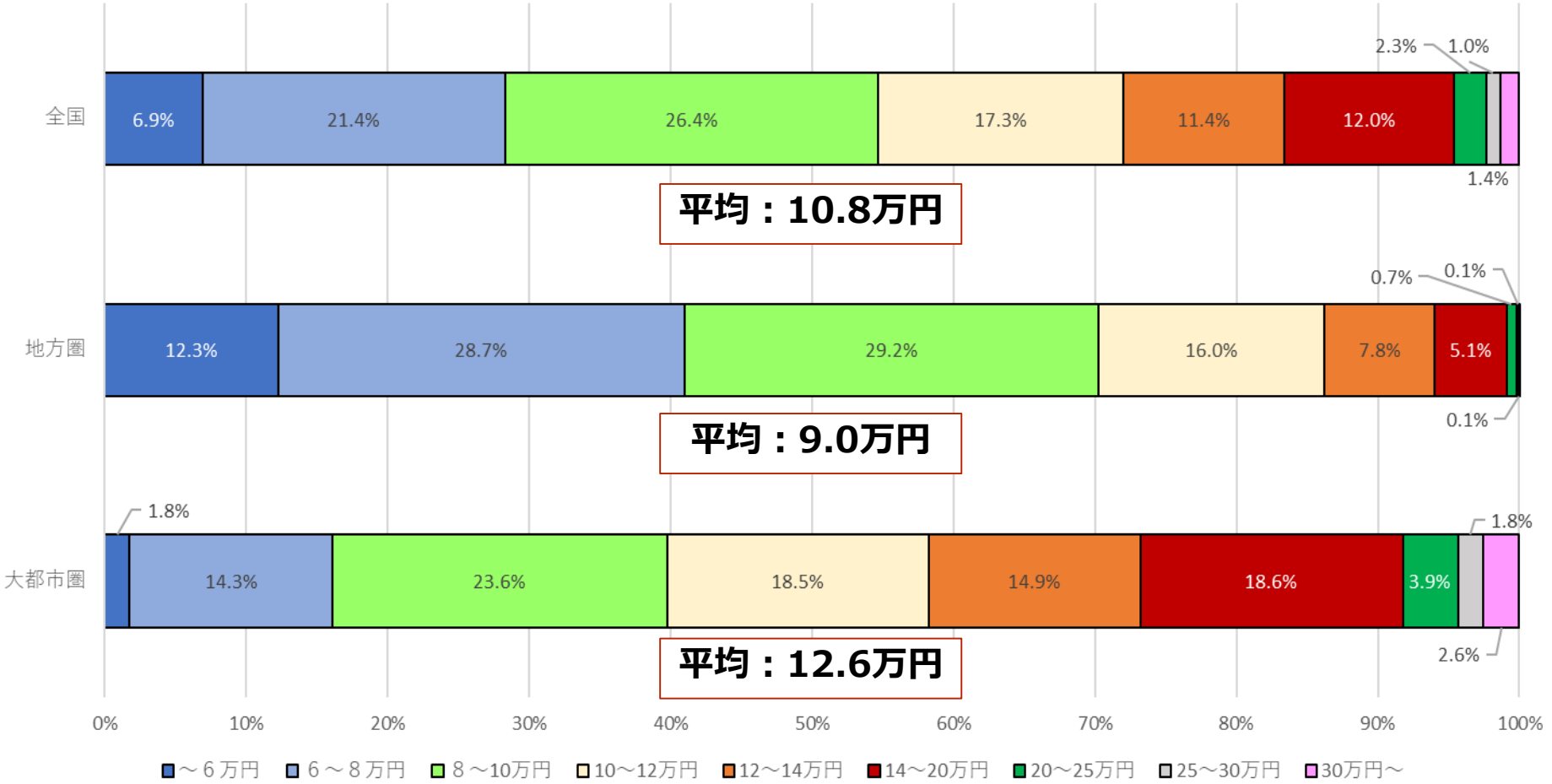

※家賃・共益費・必須サービス(生活相談・見守り)費用の合計　ただし、必須サービス費用は、介護保険適用分(1割負担)を除く。
※令和3年8月末時点における登録情報による
※大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
　地　方　圏：その他の道県

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

令和４年度当初予算（案）：
スマートウェルネス住宅等推進事業（211.6億円）の内数

下線部等は令和４年度から見直し・拡充した内容

要件

見直し

- ○ 高齢者住まい法に基づくサ高住として10年以上登録すること
- ○ 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないように定められていること
- ○ 入居者からの家賃等の徴収方法が前払いによるものに限定されていないこと
- ○ 市町村のまちづくり方針と整合していること
- ○ 運営情報の提供を行うこと
- ○ 入居者が、任意の事業者による介護サービスを利用できること
- ○ 新築のサ高住の立地が、土砂災害特別警戒区域**及び浸水被害防止区域に原則**該当しないこと
- ○ 新築及び改修のサ高住では、地方公共団体からサ高住に対して応急仮設住宅又は福祉避難所としての利用について要請があったときは、協定締結等の協議に応じること。また、発災時には、運営上支障がある等の特段の事情がある場合を除き、地方公共団体と協議の上、要配慮者（原則としてサ高住入居資格を有する者）を受け入れること
- ○ 家賃の限度額は、所在市区町村に応じて設定した額（11.2～24.0万円／月）とすること。
- ○ **新築のサ高住は原則として省エネ基準に適合すること**
- ○ **市町村地域防災計画に位置づけられたサ高住について、避難計画を作成し、避難訓練を実施すること**　　等

予算のポイント

災害リスクへの対応の強化

○浸水被害防止区域における新築は原則対象外

○市町村地域防災計画に位置づけられたサ高住について、避難計画を作成し、避難訓練を実施することを要件化

○既設のサ高住における止水板設置等の整備を補助対象に追加

省エネ・再エネ対策の強化

○新築は原則として省エネ基準適合を要件化

○ZEH相当水準で新築する場合の補助限度額・補助率を引き上げ

○住戸部に対する省エネ改修工事を補助対象に追加

○再エネ等設備の整備に対する補助枠を新設

バリアフリー対応の強化

○車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける場合の補助限度額を引き上げ

孤独・孤立対策の強化

○既設のサ高住における交流スペースの整備を補助対象に追加

補助内容の概要

住宅

拡充

		補助率	補助対象・限度額（※１）
新築	床面積30㎡以上（かつ一定の設備完備）	１／１０（※４）	135万円／戸（※２，３）
	床面積25㎡以上		120万円／戸（※３）
	床面積25㎡未満		70万円／戸（※３）
改修		１／３	195万円／戸（※５，６）
既設改修		１／３	（※７）

※１ 事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美又は過大な設備は補助対象外。

※２ 住棟の全住戸数の２割を上限に適用し、住棟の全住戸数の２割を超える住戸の限度額は120万円／戸。ただし、入居世帯を夫婦等に限定する場合、上限に関わらず当該住戸の補助限度額は135万円／戸。

※３ ZEH相当水準の整備を実施する場合は限度額を1.2倍とし、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける場合は10万円／戸を上乗せする。

※４ ZEH相当水準の整備を実施する場合は3/26とする。

※５ 改修は、共用部分及びバリアフリー化に係る工事、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る工事（高齢者住まい法上必要となる住宅設備の設置等）、省エネ性能の向上のための構造・設備の改良に係る費用、エレベーターの設置に係る費用、再生可能エネルギー等設備の設置に係る費用、調査設計計画に係る費用（既存ストック型サービス付き高齢者向け住宅に限る）に限る。

※６ 限度額195万円/戸の適用と、調査設計計画費の補助対象への追加は、①階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置する、②戸建住宅や事務所等を活用し、用途変更に伴い建築基準法等の法令適合のための工事が新たに必要となる、③車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける、④省エネ性能の向上のための構造・設備の改良を行うのいずれかの改修の場合のみ。その他の改修の場合は、新築と同じ限度額と補助対象が適用。

※７ 既設改修は、IoT技術を導入して非接触での生活相談サービス等の提供を可能とする改修に係る費用（限度額10万円／戸）、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等の改修に係る費用（限度額150万円／戸）、止水板設置等の整備に係る費用（35万円／棟）、省エネ性能の向上のための構造・設備の改修に係る費用（35万円／戸）、再生可能エネルギー等設備の設置に係る費用に限る。

高齢者生活支援施設

	補助率	限度額
改修・既設改修（※１）	１／３	1,000万円／施設
新築（※２）	１／１０	

※１ 既設改修の場合において、地域交流施設等の整備を補助対象に追加する。

※２ 介護関連施設等の整備は補助対象外。

再エネ等設備（※）

創設

	補助率	限度額
太陽光パネル・蓄電池	１／１０	合わせて４万円／戸
太陽熱温水器		２万円／戸

※以下の要件を満たす場合を補助対象とする。
- ・全量自家消費であること
- ・災害後の停電時に電源が確保できる仕様であること
- ・やむを得ない場合を除き、災害時に地域住民へ電源を提供すること

人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

見直し

令和４年度当初予算（案）：
スマートウェルネス住宅等推進事業(211.6億円)の内数

人生100年時代において、ライフステージに応じて変化する居住ニーズに対応して、高齢者、障害者、子育て世帯など誰もが安心して暮らせる住環境の整備を促進するため、モデル的な取組に対して支援を行う。

概 要

下線部は令和４年度から見直した内容

高齢者・障害者・子育て世帯等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する事業を公募し、先導性が認められた事業の実施について、その費用の一部を支援するもの

【事業①～④共通の補助要件※】
○ 新たな技術やシステムの導入に資するものであること、多様な世帯の互助や交流の促進に資するものであること又は子育て世帯向け住宅等の住まい環境整備を行うものであること
○住宅・建築物の新築を行う場合は、原則として省エネ基準に適合すること

※ 土砂災害特別警戒区域における住宅の新築は原則として、本事業による補助対象外

【補助内容】 補助率 ：建設工事費（建設・取得）1/10、 改修工事費2/3、 技術の検証費2/3 等
上限額 ： ３億円／案件 （①課題設定型・②事業者提案型・④特定課題対応型）
５００万円／案件 （③事業育成型）

【期限】令和元年度~令和５年度

事 業 内 容

①課題設定型	設定された事業テーマに応じた先導的な取組への支援を行う事業

<事業テーマ（イメージ）>

1.子育て世帯向け住宅 （ 子育て支援施設、ひとり親向けシェアハウス、ＩｏＴ等による子供の見守り、子ども食堂など ） の整備
2.多様な世帯の互助を促進する地域交流拠点 （ 共同リビング、こども食堂、障害者就労の組合せなど ） の整備
3.効果的に見守る高齢者向け住宅 （ ＩｏＴ活用による効率的な見守り、地域の高齢者の見守りなど ） の整備
4.長く健康に暮らせる高齢者住宅 （ 仕事、役割、介護予防、看取りなど ） の整備
5.早めの住み替えやリフォームに関する相談機能 （ 高齢期に適した住まいや住まい方のアセスメントなど ） の整備
6.住宅団地の再生につながる地域の居住継続機能 （ 子育支援施設、多世代交流拠点、シェアオフィスなど ） の整備

②事業者提案型	事業者が事業テーマを提案して行う先導的な取組への支援を行う事業
③事業育成型	上記①②の事業化に向けた、調査・検討を支援する事業
④特定課題対応型※	新型コロナの影響による生活困窮等に対応するため、空き家等の改修による住まいの提供と、見守りや自立支援を併せて実施しようとする取組への支援を行う事業 ※速やかな取組を支援するため、評価委員会が定めた要件への適合を事務局が審査

事業の流れ

公募・提案
↓
評価委員会
↓
事業採択
↓
交付手続
↓
事業実施
↓
検証・フォローアップ